

## 子ども子育て新制度の新規条例で

### 子どもを預けたい施設が増えるか？

9月1日から尾張旭市9月定例会がはじまりました。例年9月議会は、決算認定のあるポリュームの大きな定例会ですが、今年は「子ども子育て支援新制度」による新規条例も提案され、委員会審議も長時間になりそうです。論点が多くありますが特に気になる点をまとめてみました。

#### 殴って良いの？

47号議案26条、48号議案13条には「福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。」とあります。濫用が駄目ということ、必要があれば良いということ、調べるとH10年2月18日厚生省児童家庭局企画課長通知から来る条文と思われる。身体的苦痛に限らずもっと広い意味の懲戒の濫用禁止なのですが条文から

「等しく」を  
言いながら  
等しくない

一般原則として「全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確

保されることを目指す」としています。例えば3才未満児を対象とする家庭的保育事業の補助員は、有資格者でなくても良い。小規模保育事業では4階以上の建物でも設置ができませんが、これも保育園と差があります。

火災などの緊急時に乳幼児を連れて無事に避難できるのか考えると恐ろしい違いです。

#### 安かろう悪かろうの保育を許すのか

公立の保育園と、新しい施設の差は小さくないと思います。仮に新制度の施設の保育料が安価だとすると、どのように考えれば良いでしょうか？

安かろう悪かろうで良いわけがありません。

せん。

アメリカの国立小児保健・人権発達研究所による資料によれば、年収の高い世帯の子どもは、保育の質の違いによって発達に大きな差が出ないが、経済的に厳しい階層であればあるほど、保育の質による発達の差が大きくなってしまうことが示されています。（保育情報9月号P20）

貧困家庭↓安価な保育所（低質の保育所）を選ぶ↓こどもの発達に影響が出る↓貧困の連鎖。ということになりかねません。



#### こどもを預けたいか？で考える

現状は、新制度が来春からはじまると言っ

ても、新しい条例で示される「認定こども園」（3種類）・「地域型保育」（4種類）は、尾張旭市には存在しません。

開園予定もなければ、検討しているという民間の声もありません。

事前に市の説明を聞くと、民間の参入も無いし、変らないような印象を持ってしまいましたが、条例に示された新たな施設は、自分のこどもを預けたいと思えるものでしょうか、そうした視点で見れば、民間頼りでなく、市が責任を持って保育を充実させることが強く求められます。

研究者の意見で、特に気になった話ですが、以下のものです。

大宮勇雄（福島大学）

改正認定こども園法第10条2項には「要領」策定にあたって「幼稚園教育要領及び保育所

保育指針との整合性の確保並びに小学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならない」と書かれており、「小学校との円滑な接続のための教育」が義務づけられた幼児連携型認定こども園は、従来の幼稚園・保育所と異なる役割を与えられた施設になると指摘されています。幼児期の教育全体を小学校教育の段階として、小学校教育の効率的な実施のための準備機関として再編しようとする、政府の意思表示であり、小学校での一斉授業への適応という非常に狭い視点で子どもの育ちが評価されるようになる。

（保育情報6月号P7）

